

西日本総合展示場及び国際会議場の感染防止策について

緊急事態宣言によって休止していた貸館業務を、10月1日に再開します。

当協会が管理運営する施設においては、感染症拡大防止として、以下の運用を行います。

なお、本運用は状況に合わせて適宜見直しを行ってまいります。

【基本的感染対策】

1. 利用者間の十分な間隔を確保できる収容定員とする
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒を徹底する
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【施設管理者（コンベンション協会）の取り組み】

国、県、市及び業界団体の方針・ガイドライン等を踏まえて以下の1～7の取り組みを行います。

1. 職員、委託事業者の感染予防
（出社前の検温による体調管理、マスク、フェイスシールド・手袋着用など）
2. 施設利用のガイドライン、緊急時の対応マニュアルの作成
3. 共用スペース等の三密対策
（エレベーターの定員削減、レストコーナーの利用制限など）
4. 施設、常設備品の消毒
（使用前・使用后）
5. 利用者への感染症防止策の説明
（最大定員人数表、チェックシートの活用）
6. 感染症予防啓発用ポスターの掲示
7. 必要備品の準備
（タオルペーパー設置・共有部分の消毒液設置、サーモグラフィ・非接触型体温計・トレイなど施設利用者への貸与品整備など）